# 第57回 福岡県地方史研究協議大会

# 福岡県の災害

- 次の世代に語り継ぐ、忘れてはならない歴史3-

主 催 福岡県教育委員会 福岡県地方史研究連絡協議会

期 日 令和6年6月22日(土)

会 場 福岡県立図書館レクチャールーム(本館地下 | 階)

日 程

13:00 開 会

- ◆福岡県立図書館長あいさつ
- ◆福岡県地方史研究連絡協議会長あいさつ

Ⅰ3: Ⅰ0 研究発表(Ⅰ) (50分)

「近世都市福岡・博多の風水害」 福岡地方史研究会 柴多 一雄 氏

14:00 休 憩 (5分)

14:05 研究発表(2) (50分)

「久留米藩の水害について」 広川町郷土史研究会 梯 由直佳 氏

14:55 休 憩 (I5分)

I5: IO 研究発表(3) (50分)

「あの大水害から7 | 年 記録を始めて | 2年」 小倉郷土会賛助会員 末永 裕貴 氏

| 16:00 発表者による意見交換 (20分)

16:20 閉 会

# 講師プロフィール

# ◎柴多 一雄(しばた かずお) 氏

所属	福岡地方史研究会						
研究テーマ	本近世における社会経済史の研究						
主な執筆・著作	『福岡県史 通史編 福岡藩』(一)(二)(共著)						
	『新長崎市史』第二巻【近世編】(共著)						

# ◎梯 由直佳(かけはし よしちか) 氏

所属	広川町郷土史研究会
研究テーマ	筑後地域を中心とした郷土史
主な執筆・著作	

# ◎末永 裕貴(すえなが ひろき) 氏

所属	小倉郷土会賛助会員
研究テーマ	近現代の地域(小倉)史
主な執筆・著作	『証言と写真で伝えたい 昭和 28 年 6 月 28 日にあったこと』
	編集委員会の一員として執筆
	『写真アルバム 北九州市の昭和』一部執筆

# [研究発表①]

# 近世都市福岡・博多の風水害

柴多 一雄(福岡地方史研究会)

- 1. 福岡藩の主な風水害
  - ·元禄 | 5 年 8 月 29 日(| 702 年 9 月 20 日) 大風 倒家 | 万 | | 35 軒、田畠損毛 29 万 5500 石余、流死 5 人

(「新黒田続家譜」巻 12 『新訂黒田家譜』巻3 194 頁)

- ・享保 5 年 6 月 2 | 日(1720 年 7 月 2 日) 大雨洪水 田畠砂入・水押 5 万 6300 石余、山抜 6229 ヶ所、崩家 40 | 軒、流家 17 軒、溺死 2 人 (「新黒田続家譜」巻 20 『新訂黒田家譜』巻4 14~15 頁)
- ·享保 9 年 8 月 14 日(1724 年 9 月 6 日) 大風雨 田畠水押·砂入 3 万石余、潰家·流家 2643 軒、死者男 10 人 (「新黒田続家譜」巻 21 『新訂黒田家譜』巻4 79 頁)
- ·享保 | 4 年 8 月 3 日、| 9 日 (| 729 年 8 月 26 日、9 月 | 2 日) 大風雨洪水田畠水押 5 万 4700 石余、倒家 | 896 軒、死者 6 人

(「新黒田続家譜」巻23『新訂黒田家譜』巻4 131 頁)

·享保 20 年 7 月 17 日(1735 年 9 月 3 日) 大風 倒家 3205 軒、倒木 7520 本余

(「新黒田続家譜」巻 24 『新訂黒田家譜』巻4 183 頁)

- ·安永 7 年 8 月 8 日 (1788 年 9 月 28 日) 大風 田畠損毛 5 万 5183 石余、倒家 1151 軒、倒木 1 万 1972 本、圧死 6 人 (「新黒田続家譜」巻 35 『新訂黒田家譜』巻5 87 頁)
- ·享和 2 年 6 月朔日(1802 年 6 月 30 日) 大雨洪水 田畠砂入·水押 2 万 2440 石余、流家 88 軒、潰家 289 軒、死者 3 人、山抜·土手損等夥し (「新黒田続家譜」巻 44 『新訂黒田家譜』巻5 327 頁)
- ·文政 | | 年 8 月 9 日、24 日 (1828 年 9 月 | 17 日、10 月 2 日) 大風 田方損毛 | 15 万石、倒木不数知、怪我死 358 人、溺死 22 人 潰家-434 軒(侍屋敷)·1828 軒(陸士并足軽中間等之者)·2 万 7505 軒(郡町浦) (「黒田家御家事記変災之巻」)
- ·天保 | | 年 6 月 4 日、5 日、9 日 (1840 年 7 月、2 日、3 日、7 日) 大雨洪水

田畠損毛 | 6 万 5 | 23 石余、潰家 | 485 軒、山抜 2 万 326 | ヶ所、怪我死・流死 80 人 (「黒田続家譜」巻 44 『新訂黒田家譜』巻5 327 頁)

·弘化 2 年 8 月 6 日(1845 年 9 月 7 日) 大風 田方損毛 8 万 4600 石余、潰家 3525 軒、倒木不知、怪我死 5 人 (「黒田家御家事記変災之巻」)

- 2. 近世都市福岡・博多の建設
  - ·博多津の再興(太閤町割) 天正 15 年(1587)~
  - ・城下町福岡の建設慶長6年(1601)~
- 3. 福岡・博多の主な風水害
  - (1)享保5年6月21日(1720年7月2日) 【史料1】
  - (2)文政 | | 年 8 月 9 日 (1828 年 9 月 17 日) 【史料2】
  - (3) 文政 | | 年 8 月 24 日(|828 年 | 0 月 2 日) 【史料3】
  - (4) 天保 | | 年 6 月 9 日(|840 年 7 月 7 日) 【史料4】
  - (5) 弘化 2 年 6 月 3 日(1845 年 7 月 7 日) 【史料5】
  - (6) 嘉永 3 年 8 月 7 日 (1850 年 9 月 12 日) 【史料6】

# 【史料1】

享保五年六月二十一日 (一七二○年七月二日)

<u>第辺、別而中生辺は辛紙の引手高サニ水付候由神町でと水付候由、所々破損多、薬神町・土手ノ町</u>小船に而通路之由、<u>博多川端筋・中嶋町</u>なと水付候由、所々破損多、薬手切し、<u>鳥飼村并新大工町</u>え水来、薬院・中庄・川端・今泉・小姓町辺水付、橋口・天六月廿一日終日強雨雷鳴、川々洪水、堤縄切レ田畠損失数多候由未知、<u>早良郡田嶋縄</u>

(「長野日記」『近世福岡博多史科』第一集 二一四頁)

# 【史料2】

文政十一年八月九日 (一八二八年九月一七日)

八月九日夜、宵より東風吹、空の気色雲足はやく暖気なりしに、九ツ頃に相成、東風ま **す~~強く、雨も降出、寔の大風と相成り、此先き如何なりなん哉とあやふみしに、風** 長日に替り、其替り節の烈しさ言語道斯の有様にて、風吹落し候音にて家も蔵も破れ可 申と恐敷事無言計、殊に雨は車軸を流し降来るに電光は烈敷、海よりは高潮満揚り、風 はます~~吹しをる。折から海よりと相見へ火の玉四方に散乱し、何分にもあやしく恐 敷候処、其中に火事~~と申立候間、門を出見渡せは、<u>東し南み西し三方火事</u>と相見へ、 空焼て西の方の火はいと間近く見へ候間、大騒動の折から<u>波止場も火事</u>と見へて、北之 方火近く、近所も家を吹破られて逃来人々多、前代未聞言語道断の有様也。やう~~夜 も明なんとする頃、風も少し和ら気、夜明て表に出て見わたせは、世間のありさま事替 り、荒戸御家中屋敷全き家一軒も無之、大方に転ひ又は大破と成り、あわれなりつる有 様なり。大木のこらず吹折、草家の家屋(根)の全きは一軒もなく、皆地に吹落、道の踏 所もなし、又所々おしにうたれ死にたる人馬もおゝし、当町も波止場に而三人おしにう たれ死、壱人は火事に焼死、言語に絶候事共也。<u>惣して町家は建つらなり居申家なれば</u> | 転家はすくなし。家中屋敷転家は多、此風事は世間に委敷覚書いたしたる有みるへし。 凡此節は大風・大潮・火事三時一時之上、珍敷大風に而、古老之人も聞も見も及はれす 申あへり。(中略)宿元は庭に生候大木附根より転候へ共、後に枝切植直候処、又如元 も〈出侯也。向〈方抱屋敷内欠略葺之弐間に六間之俵納屋と二間に三間之青物納屋転家 仕、居宅之方は酒蔵・質蔵・道具蔵、其外薪納屋抔は棟之瓦壱枚もなく吹落し、裏門吹 転はし候計也。其節茂作は暮より博多辺出浮いたし一夜宿り、翌未明は帰宿仕る。丈七 は宿に居ている~~世話仕険事。

有之候得共不記成、又御堀はたの松も大方吹折申候。<u>遊泉亭御茶屋</u>も転ひ申候。其外寺社遠在様々之事とへんかたなし。<u>御下御殿御門前に有之下り校</u>三本之内二本転木、此風後箱松植立に相中折致さぬは無之、<u>石堂口より御神前所迄は二・三日は道絶</u>、大小之松道にふさかりた又<u>箱崎宮</u>之大松転かゝり、楼門にも同様、<u>松原</u>も数万之松大木之分は不残転ひねら折、御櫓✓~言語道断御破損、其外寺社も近辺に而は御山東照宮之廻廊・松源院客杯殿吹転、大変之事にて実に手も付不申困り入居申候。御上にも大御破損之趣段々承る。御本丸・敖して今程御家中数軒御世帯御世話申侯間、此大風にて日々出浮、様々世話仕候得共、

(「加瀬家記録」『日本都市生活史料集成』II| 城下町篇I | 1111頁)

## 【史料の】

文政十一年八月二十四日(一八二八年一〇月二日)

八月廿四日今暁七ツ時頃より東風吹出し、雲足早くして又々大風気色に而候処、無程夜 も明て風辰日に替し候哉否すさましき落し風吹来、矢張九日之風不異、雲飛雨荒くして 言語道断之有様相成、皆々恐入折なれは唯も身心第一に仕候処、五ツ頃より風和気、皆 々安心して浜なと出一見仕るに、今暁歟いつれ夜中大潮満当、浜に積有之角物之材木杯 のしや勘蔵表屋敷之内に来居申候也。右測も引落し風も和らき候処、又々西之方黒雲起、 見る内に西風吹おとし来候有様矢の如く、其烈さ譬に物なし、然処<u>今朝引落の潮又々満</u> <u>ち上り、其急なる事急流の川之様にて、海上一段高く成満来る。浜に出居申者は其潮大</u> 風に恐れ、宿に逃げ帰り候而も心不身口の如くなりて居る計り也。かくて家中は九日之 風に家居転居候処多く、此高潮満来を見て、津波~~と申立候間、逃出候者多候間、家 中屋敷人走せ、関様・粟生様・木山平助様・井手勘兵衛様方なと、御家内様或は御隠居 様方此方に御出被成侯、或は門へ逃通り被成侯、占部様之御家内、又は<u>波奈辺之男女</u>追 々走来、家内所さき迄門ことに居双ひ、如何せんや只口々やわ~~物申計にて大騒動に 相成申、<u>其外町内之もの</u>、間々御城内に掛込もあり、御山下辺之者はあらつ山に登候も あり、大丁筋は多人数御城内に走込候由。 博多之方は浜方之者大方万行司(寺)逃け込候 由。南人町辺は遊泉亭山辺に逃行候由。得々満来る潮見しものもなく、只うろたへ騒き 如此有之也。右潮之来侯は、此辺は<u>本丁筋</u>西丁之四辻迄潮上り、<u>船頭町辺</u>は凡半丁揚り 侯由。手元は裏の薪納屋之前迄、本宅は木山様門前酒蔵之石垣迄上り、以前より不承伝 事共に候事。此風西風より戌亥に替候前、暫時は筆語難述すさましき事にて、其中に高 潮満来候へは、人々あきれ候も尤の事共也。漸昼九ツ前頃より漸風和らき、潮引落し申 候而安心仕候。此日の風は転へき程の家居大木之類は八日之風に倒れ候閒、大破と云は 付し。只潮みち上り候事珍事也。其潮来侯故、鰯町下つなき居申候秋月の御手船月吉丸 は中嶋僑に来居申侯由。又小舟之類は僑の下通り中洲之畠の中に押来居申侯由。箱崎・ 浜男又は西浦辺殊外之高朝にて侯由。是は俄に西風坎来侯間、潮を坎寄侯而みち上り侯 由風説也。又御上之能は八日之大風に余分損侯由。色々書立侯へはかきりもなし。

(「加瀬家記録」『日本都市生活史料集成』三 城下町篇1 11四頁)

# 【史料4】

天保十一年六月九日(一八四〇年七月七日)

て南北凡拾間計洗切、往来通路出来不申故に、薬院御門え廻り参候処、是又土手を洗切、侯まゝ、案外の事におもひ、<u>赤坂御門</u>え参り居候処、土橋筋之土手、鶴原様屋敷之尻に<u>出の御橋に参候処、御堀之内に日・畳・戸障司(子)様之物、其外家具類夥敷流来り居申院方角大洪水の沙汰に付、追々見物に罷こし候処、言語道断前代未曾聞之洪水也、先ツ付とも不審なる音なと聞へ申候。あらと辺にてか様なる水を見候儀は終に無之程に覚申、申程に御座候。夜半八ツ半頃三番丁え水見へ参候処、弥水増りて、遠く雷にもあらず、流、大水道一盃に流、五ツ過に至候而も一円不止、弐番丁・三番丁水せり上け、腰に立ぶし、言語道断之暴雨にて、暮頃よりは雷鳴も発候。夜に入候ても大雨更に止間なく降曇、南風に相成、昼八ツ頃より雨降出し候処、無程大雨に相成、当日程に◆~車軸をな一大月九日あさのうちは北東風之様に吹出し、天気も相応には宜敷條処、次第◆~にうち</u>

. M

薬院町堀ばた鰯屋吉次、あめ屋何某之両家洗崩し、居宅は御堀のうちに流込申、上の御 僑まて流来居候家具類はこの両家の家具類と相見へ申候。薬院町え之曲り角、伊東策表 門長屋下を洗流し居申候条、長屋門甚危く相見え申、夫より警団宮・乾売宮之の前通り 町の中に大なる流川出来候て、其流水にて池内様の北向かへ堀ばたに有之候一軒家を御 **堀のうちに洗流し居申候。この流水にて御堀の内洗出しの砂にて十間計之中洲出来仕居** 申、無興とも案外とも中々恐敷事と存候。惣してこの辺は申に不及、雁林の丁・小姓町 <u>・鉄砲町辺</u>の家中屋敷あわれ干万にて、ねり塀之全キは無少、多く崩居申候也。<u>林毛原</u> <u>の町・出口上人橋辺</u>出水夥敷しきことにて、<u>今泉辺</u>は嶋の様に相見え居申、<u>警固宮の前</u> に流川の出来たるも安楽橋に水せりあけ、警団官之前に流出たるより河も出来仕僚と相 見申。<u>春吉士手は凡無事、竜花院</u>田も土手切、一盃に水はかり居申、夜中は夥敷洪水の よしに候得共、見物へ参候頃は少は水も引居申、夫より<u>松竹屋橋</u>凡無事。<u>御漁ばし</u>は流 失仕居申、はるよし寺町に参候処、水示立申候。六番丁東袋町辺は乳まて水参申候条、 参られ不申、住よし橋は無事、橋板際まて河一盃に流、見るも恐敷程に覚申、中州橋は 洗切居申、夜半水盛りは<u>春吉中</u>統而床より上に弐、三尺上り、疊も衣類も水したり、言 語道断に有之たるよし。夫より<u>数馬門に参見侯処、天満宮</u>の前まては水示立、<u>因幡丁</u>家 中屋敷ねり塀尽く崩、いつかたも幕など張たる屋敷多し、中島橋西の橋に酒桶拾五本、 東のはしに拾本上り居申候。橋株には流失の人の死骸なと流掛、あはれ至極之事に候。 |博多川端辺を床より上に水上りて大難渋仕候よし。|石堂橋は西門橋流懸り、橋株弐本流 失して橋大に巾のみ、往来留り候よし、夜半水盛に橋口牢屋に水せり込、入牢之者騒動 仕候条、町方付・目明など夜半出方被仰付候よし、はるよし寺町辺は水見舞に参候得共、 <u>袋町・六番丁辺</u>は水深くして参られ不申、<u>寺町</u>小山屋酒屋などは、夜半水盛り床よりせ り上申候に付、家内は酒蔵之二階に住居申候よし。かゝる大変大水は古老の水も不申伝、 恐敷ことになく、大名町辺は破損無少、追廻し堀ばた月成権太夫様・毛利長兵衛様ねり 候事。 委細は紙筆に難尽

(「加瀬家記録」『日本都市生活史料集成』三 城下町篇1 二三九頁)

## 【史料ら】

弘化二年六月三日(一八四五年七月七日)

風に転木仕り、残壱本之大枝を此節吹折候よし。

成飛し、諸所之塀多くたをれ、<u>表御門前之下り松</u>弐本之内、壱本は去文政十一子八月大人飛し、諸師大破損出来に而、御玄関より御錦之間・大書院・小書院杯之御家根~~之小板不残処より尽く吹起て申候。九ツ半にも及なく頃、おのつから風和らき一安心仕僚(以下略)中の間の棟なとは、殊さら新らたに建て、入念シックイ杯も致させ置つるを、雨のしたまた冲の方えかゝれる大船なとあはれ干万之有様、筆も言葉も及所にあらず、わか宿のから浜に 立出て一見仕候得は、波戸内にかゝれる商船互に船せりして大難渋と相見へ、も不及、無程南風に吹替し、又々一段風つのり、雨は篠をつくことく降、言語道断之折如く、風は次第に吹つのりて瓦なと吹飛す事、小蝶の風に飛かごとく、其烈しさ更に筆杆、草屋は不残吹破、連子戸障司(子)吹飛し、言語道断之大風に相成、雨は車軸を流すに吹替し、其烈しさ無言計、秋ならは尤な事なから存もかけぬ暴風に而、瓦を飛し枝を一旦六月三日朝より打彙雨に相成、東風之様子に相見居中候処、朝四ツ半頃、俄に辰日風

- 一御家中屋敷別而御破損多し、地行下町並奉よしの小奉公人原(輩)別而転家多し。
- し。一中島両橋之南側之欄干不残吹たをし、北側は別条無之、橋口御制札なと少々あゆミ候よ
- 一御城内より荒津山に掛け、大松之中折段々出来。

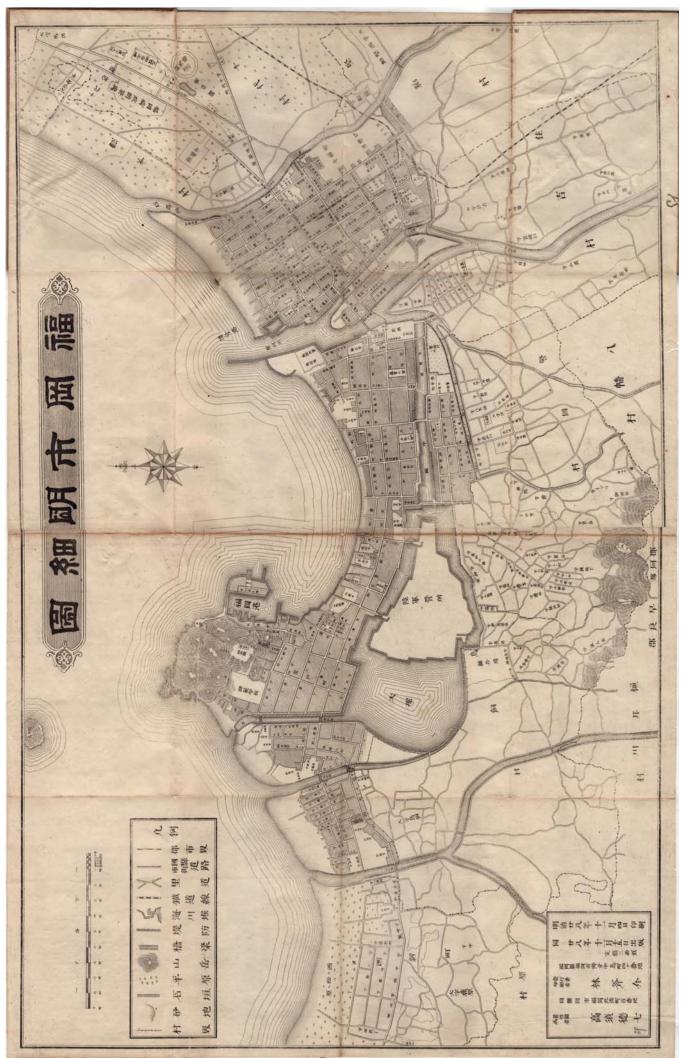
(母母)

(「加瀬家記録」『日本都市生活史料集成』三 城下町篇1 三〇五頁)

# 【史料の】

嘉永永三年人月七日(一八五〇年九月一二日)

- 一八月七日今暁朝焼甚敷、其後夜明候而もまた――焼、朝之間は雨もなく随分穏なる空に 候処、汝第に打曇、扨雨降出し、降程に~~盆水を返すが如く、一寸之止間も無之上、 北東風騒々敷吹出し、昼頃に至侯而は東風之様に相成、雨は益烈降瀉、例之三番町口な どは水一盃に相成、折から風一段強、八ツ時頃より大風に相成、大北風に相成、大木之 枝を吹折、家々瓦を吹飛し、すさましき形勢に而、水は益迫り上け番所を巡、酒蔵之横 を大河之如く流水仕候条、土俵に而はねを築候而水防杯仕候。然に大風弥強大に相成、 北より戌亥に吹廻し、草屋を吹破、大樹之枝を折、言語道断之事に相成候。扨浜を見候 〈は洪波すさましく、中々浜えは難立出、殊に百五拾石計之旅船、目之前に而大難渋致 居候得共、致方も無之、案外之大変也。瓦は頻りに吹落、雨は逆に降候条、家中もらぬ 所もなし。漸暮頃に至少は風も和侯而安心仕侯事。七月十一日之大風よりは余程手強相 覚申候。御家中をはしめ草家手速之向は不残吹破候而、扨も――あきれ至極之有様也。 東風より北に相成侯而一段強く相成、戍亥に而吹留り申侯。文政十一子秋之大風に引く ら、候得は、三歩一之風にも可有之候得共、今日之大風にはいづれも大難義仕候。水も 六月朔日之水よりは増り可相見え侯事。此方家々も本家棟、酒蔵之棟過半丸瓦坎落、大 工納屋・薪納屋杯余程瓦損し、向え門之棟を初所々破損出来、正覚寺丁屋敷東側囲竹塀 など吹転申候。
- 船之よし也。博多川口は段々難船出来、隠岐国船弐艘難船、加子両人溺死之よし也。大浪にたゞよひ居申候百五十石位之船は、浜の町之下に打上け候也。人死無之由、五嶋有様也。御山下小借家段々転ひ、広つぼの大松壱本折れ、円応寺之大松五本折居申候。大破夥敷事也。五番丁より谷町に掛候而は惣而破れ屋敷に候条、此度此節あわれ至極之赤星元貞様御門抔崩、其外大破之御屋敷甚以多く相見え候。四番丁転家は不相見候得共居漁門、辻甚之助様・三好甚左衛門様抔殊外御破損強、三軒屋仕立屋栄沈郎半崩、八百様之蔵え転ひ掛り大破損出来居候事。弐番丁筋転家は不相見候得共、土屋様破れ屋敷言ず門「荒戸凡見分仕候処、通り町松田吉作様長屋門崩、森高吉様之大榎木吹倒し、三好善兵衛
- 水に而嶋之様に相成、薬院上人橋川ばた抔床より上に水上り候よし。破損に而、春吉計に而も五拾軒も転家之よし。中島岡新地より春吉・今泉・中庄辺は洪一大風に而破損之儀は御家中屋敷別而多し、町家は格別之事もなし。地行・春吉足軽家抔
  - (「加瀬家記録」『日本都市生活史料集成』三 城下町篇I 三七四頁)



-7-

# [研究発表②]

# 久留米藩の水害について

梯 由直佳(広川町郷土史研究会)

- 1. はじめに
- 2. 江戸時代の筑後川洪水氾濫記録のまとめ方について
- 3. 洪水及び被害状況のまとめ

I:洪水の発生時期と特徴

Ⅱ:洪水による被害状況の分類と整理

Ⅲ:久留米藩の「治水」について

IV:久留米藩の財政について

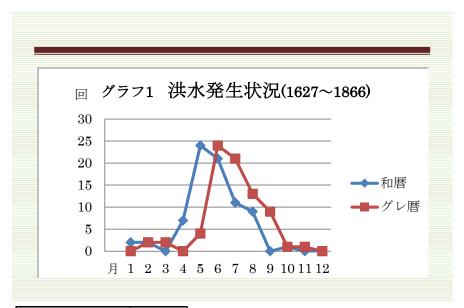
# 参考文献

- ·久留米市史 2巻、6巻 ·洪水年表 国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所
- ・久留米藩 林洋海 東京現代書館 ・論文:筑後国久留米藩の藩札 松下志郎
- ・暴れ川と生きる 澤宮優 福岡忘洋社 ・天災から日本史を読み直す 磯田道史 中公社
- ・九州災害履歴情報データベース 一般社団法人 九州地域づくり協会
- ・研究論文「近世の水害による久留米藩における石高被害の算出方法に関するGISを用いた一考察」久留米大学比較文化研究所 篠倉大樹 ・九州災害履歴情報データーベース・村上守太郎伝 國武久義 ・久留米藩における藩札発行時歴 作道洋太郎 ・水害と治水事業の沿革 ・歴史資料から探る水害と地震 小澤太郎 ・久留米市文化財調査報告書 ・筑後川改修の由来 ・養水方譜請一件 天明五巳歳十一月 北川内邑地下掛

## はじめに

筑後地方の水害について調べようと国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所のHPを開くと、江戸時代の筑後川洪氾濫水記録が掲載されていた。 史料に残る一番古い洪水は大同元年(806)で、水害と干ばつにより田園が荒廃したとある。 また科学技術庁資源局の調査資料には、天正元年から慶応3年にかけて166回の洪水発生が記録されているらしい。 数の多さに驚きながらとりあえずHPの79件の洪水氾濫について全体の様子がわかる様にしたいと思い、発生時期と内容について整理してみた。 次に被害状況を分類し久留米藩の治水策について調べた。 大項目の I~IV はその作業順と整理した内容である。 I の発生時期について記載されている日付が和暦(太陰歴)なのでグレゴリオ暦に変える必要からネットの変換ソフトを用いた。 下図はその結果である。 また洪水被害を名称によって分類した表も併記しそれぞれにコメントを付加した。

# I: 洪水の発生時期と洪水の特徴



# 洪水の発生時期

江戸時代の筑後 川洪水は、6~7月が 突出して多く,さら に8~9月にかけて も発生している。梅 雨時期より台風時 期にかけて発生し、 なかでも梅雨時期 が顕著である。

被害名称	回数
洪水	27
大雨洪水	29
大風高潮	1
霖雨洪水	16
山汐洪水	2
堤防•橋桁決壊	14
暴風雨洪水	4

## 洪水の種別

洪水の種類を名称区分によって分けたのが左の表である。単に洪水と書かれているものを除けば、大雨洪水や霖雨洪水が多くみられた。大雨洪水は今で言う集中豪雨であり、霖雨洪水は長雨による洪水である。台風によるものは暴風洪水である。つまりは<u>集中豪雨や長雨による河川の増水が筑後川洪水の主要因になったと思われる。</u>

# Ⅱ:洪水による被害状況の分類と整理

洪水記録に載っている洪水及び被害状況を a 水位計測, b 人的被害, c 田畑損耗, d 家屋損耗, e 堤防道路損耗, f 救援の 6 項目に分けて項目ごとの記載数を数えた。次に有馬時代 250

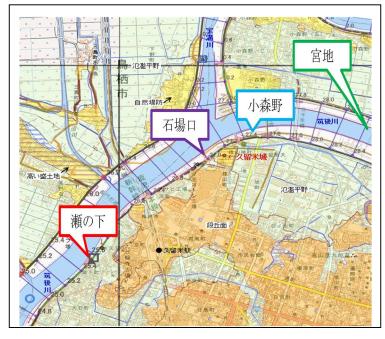
年間を 50 年ごと 5 期に分け、各期ごとの a から f の記載数と記載率を計算した。それが下の表である。また g として各期ごとの洪水回数を加え、洪水記録の出典も整理した。整理して気付く事は《a 水位計測》の多さと《f 救援》の少なさである。これについて調べた。

表 1	a水化	立計測	b人f	的被害	c田畑損耗		d家屋損耗		e堤防道路		f救援		g洪水回数
記載回数と率	回数	率	回数	蝌	回数	蝌	回数	率	回数	率	回数	蝌	
I期1620~1669	0	0.0%	4	50.0%	6	75.0%	1	12.5%	2	25.0%	1	12.5%	8
Ⅱ期1670~1719	1	11.1%	4	44.4%	2	22.2%	2	22.2%	3	33.3%	1	11.1%	9
Ⅲ期1720~1769	1	7.7%	2	15.4%	2	15.4%	1	7.7%	4	30.8%	2	15.4%	13
Ⅳ期1770~1819	11	61.1%	0	0.0%	3	16.7%	3	16.7%	7	38.9%	4	22.2%	18
Ⅴ期1820~1869	20	64.5%	5	16.1%	7	22.6%	7	22.6%	7	22.6%	6	19.4%	31
全期	33	41.8%	15	19.0%	20	25.3%	14	17.7%	23	29.1%	14	17.7%	79

表 2 出典	家記	年表	塩足	書出	松本	加藤田	小史	合計
Ⅰ期 1620~1669	1	4						5
Ⅱ期 1670~1719	4	3						7
Ⅲ期 1720~1769	6	5	1					12
Ⅳ期 1770~1819		16		1				17
Ⅴ期 1820~1869		18			3	2	4	27
合計	11	46	1	1	3	2	4	68

◆年表:「米府年表」 奥祐筆戸田熊次郎 ◆塩足:「塩足日記」(竹野郡塩足村大庄屋本庄家)◆小史:戸田乾吉日記 ◆松本:「松本重太日記」(城下田町の豪商和泉屋又左衛門) ◆加藤田:「加藤田平八郎日記」(久留米藩武術指南役) ◆有馬:有馬泰生家日記(旧久留米藩家老有馬内蔵助家に伝わる文書) ◆家記:「石原家記」(瀬下町豪商(木屋)石原為平の日記)

#### ①水位計測と計測地点について



# 計測地点:宮地 について

- ◆渡しの場所である宮地は 番所が置かれ参勤交代など の陸上交通路の重要道筋で ある。
- ◎宮地での計測数は 21 回で その内 9 回被害が発生している。被害が出た時の水位の平均は 6.0mで、これを超えると大きな水害発生につながっている。

# ・計測地点:石場口について

◆石場口は城郭の拡張修復 に必要な巨石を生葉の山中

から舟や筏で運び入れた場所。幕藩体制の安定とともに防備としての重要度が下がり、計測

数が少なくなったと考えられる。

◎石場口での計測数は 10 回でその内 1 回被害が出ている。計測水位の平均は 5.00m で、被害が出た時の水位は 5.76m である。

# 計測地点:瀬ノ下 について

◆瀬ノ下は幕末期より今日まで筑後川の水位測定の中心地点である。それは水上交通の重要港であることや宝満川からの水流量が合算でき、洪水による城下への影響をいち早く予測できる事が考えられる。久留米市史によれば瀬下町は有馬前期から藩が積極的に開発している。1645年に洗切の町民を瀬下町に移し、1655年には瀬下新川の大岩盤を除去して船の通行を容易にした。1702年には藩米庫を設置し「瀬下町発達1681年に家の数205軒」の記録がある。林洋海氏は、「久留米藩は城下町整備として筑後川の川港の整備を行っている。藩政初期の天和2(1682)年には242艘の商船が、寛政元年(1789)年には517艘の商船が筑後川を上り下りしていた。そのため沿岸には洗切、瀬下、住吉、片の瀬、若津、榎津等の川港(船着き場)が設けられた。川船の運航については上流域から河口まで18里間、久留米藩が筑前藩、肥前藩の介入をさせなかった。若津港を利用した最大の船は3320石船で、ここで120石船に積み替え久留米へ運び、その上流の善道寺まで33石船、その上流の杷木まで20石船、川床が浅い天領日田へは8石船に積み替えて運んでいた。下りの所要時間18時間、上りは25時間要していた。久留米藩は、幕末には薩摩に次ぐ蒸気船7艘をもち若津新港に様式海軍基地を置いた」とその著書に書いている。

◎瀬ノ下の水位の平均値は 6.62mで最も高い。計測数は昭和の記録まで合わせて 39 回になる。その内 15 回被害が出ている。水位が 6mを超えると必ず大きな水害が発生している。

# ②水位測定の意義についての考察

享保5年(1720)の水害は田畑荒廃9,500町歩,損耗10.8万石とある。そこで、久留米藩が江戸時代後期、水位の測定結果を記録として残したのは水位と田畑の損耗状況との関係を求め、測定結果に応じた対策を図るためだと考えた。通常出来高は1反1石として計算されるので,9500町歩の田畑荒廃となれば損耗10.8万石(10.8万石を95,000反で除した1反1.1石は当時の換算,1反1石と大差なく測定誤差の範囲である)も肯ける。さらに記録が米府年表出典であることを合わせて考えると,Ⅲ期には洪水による石高の損耗を荒廃田畑の面積調査によって算出できていたと予想される。しかしその後は田畑荒廃と石高の損耗が数値で記録されたものはない。IV期以降は水位の計測記載が増えているので、面積調査より容易な水位計測値を用いて田畑の損耗状況を経験的に見究めようとしたのではないかと思う。篠倉大樹氏(久留米大学比較文化研究所)も『近世の水害による久留米藩における石高被害の算出方法に関するGISを用いた一考察』で瀬ノ下の水位が9.02mのときの浸水面積や損耗石高を算出している。瀬ノ下水位と浸水面積の関係が経験値的にも数式化されれば、久留米藩のIV期以降100年にわたる水位測定の意義が立証されるし、IV期、V期と人的被害が減っているのも計測結果に応じた被害対象を減少させる何らかの対策が図られたためだとも考えられる。

# ③ aからeの記載回数と記載率を見直す

①②より洪水年表には記録されていない田畑損耗や家屋損耗などの被害が覗える。そこで水位や被害の状況からaからeの回数を推測し見直してみた。それを次の表に示す。

表 3	a水化	立計測	b人的	○人的被害┃		c田畑損耗		d家屋損耗		e堤防道路		效援	g洪水回数
記載回数と率	回数	率	回数	率	回数	率	回数	率	回数	率	回数	率	
I期1620~1669	0	0.0%	4	50.0%	6	75.0%	5	62.5%	2	25.0%	2	25.0%	8
Ⅱ期1670~1719	1	11.1%	5	55.6%	12	77.8%	6	66.7%	4	44.4%	1	11.1%	9
Ⅲ期1720~1769	1	7.7%	2	15.4%	5	38.5%	2	15.4%	4	30.8%	2	15.4%	13
Ⅳ期1770~1819	11	61.1%	0	0.0%	5	27.8%	5	27.8%	7	38.9%	4	22.2%	18
Ⅴ期1820~1869	20	64.5%	5	16.1%	12	38.7%	12	38.7%	7	22.6%	6	19.4%	31
全期	33	41.8%	16	20.3%	35	44.3%	27	34.2%	24	30.4%	15	19.0%	79

# Ⅲ: 久留米藩の「治水」について (早期復旧・復興のための対策)

水位計測は人的被害等を軽減する対策にはなるが、被害そのものをなくすことにはならないので久留米藩が洪水氾濫を防ぐためにとった対策についてまとめてみた。

久留米藩の「治水」について,筑後川河川事務所のHPと久留米市史で調べ、上の洪水による被害分類表にその治水事業を書き加えた。それが表 4 である。Ⅰ期とⅡ期の幅が大きいのは、その間に多くの治水事業があったためである。

治

工

	表 4	а	b	С	d	е	f
I期	1620 <b>~</b> 1669	0	4	6	5	2	2
Ⅱ期	1670~1719	1	5	12	6	4	1
皿期	1720~1769	1	2	5	2	4	2
Ⅳ期	1770~1819	11	0	5	5	7	4
V期	1820~1869	20	5	12	12	7	6
	合計	33	16	35	27	24	15

#### 乍恐御内々奉申上覺

洪水にて年々民家難儀仕洪水之節はツシアガリ仕 食事も不行届家居破損は勿論間には倒家有之人馬之 命にも・・・右躰の御普請被為仰付候御義に御座候は ば出夫且諸入用等之義ハ水下村々より半高差出候様 積相立置候・・・ 御井郡今山村庄屋 平左衛門 堤 ◆1624~1643 千栗堤防建 防 建 ◆寛永年間 安武堤防建築 造 1650三潴郡江島 1648三潴郡中島村 荒 籠 1653城周辺石場地 1652三潴郡草場村 建 造 1656三潴郡道海 1667三潴郡下田村 1688山本郡蜷川村 1716三潴郡藤吉村 新 Ш |1725古北村、高畠村||1706大石村 松土居築造 開 削 1714久留米城西側三大荒籠完成

# 計画的な治水事業がみられない。

藩政時代の治水工事は I,Ⅲ期に行われ、その後一貫した事業はなされていない。文化十三子五月(1806)に御井郡今山村庄屋楢原平左衛門が、新川開削を出願するが不許可→1854 建造

平左衛門願書 筑後川改修の由 来より抜粋

# ①洪水被害と治水についての疑問

表 4 からわかるように、藩政時代の治水事業は I ~II 期に行われ、その後の一貫した事業は、廃藩置県後に国の直轄事業である『第 I 期改修計画(1886年)』と『第 II 期改修計画⇒高水防御(1895年)』を待つことになる。四大捷水路である坂口捷水路(1927~1932)、天建寺捷水路(1927~1939) 小森野捷水路(1928~1939)、小森野捷水路(1932~1949) は昭和になって完成している。表 4 に御井郡今山村庄屋楢原平左衛門の新川開削申請願書の抜粋を付記したが、工事費用の半分を村で請負い庄屋自身も負担すると書かれてある。それにもかかわらず久留米藩は 50 年間放置している。別の例として広川町郷土史会で用いた古文書資料『養水方普請一件・天明 5 年(1785)』(意訳文を下に示す)でも費用の村負担を予算化し用水路増築を申請しているのに 1 年ほど放置している。また要求額の 1 貫 500 匁の内 62 匁を銭で払い 1 貫目は米札で支払ったと記録している。以上のことより久留米藩は「治水・利水」事業に消極的で出費を渋り、農民に自力救済を強いていると思った。 II の③で示した洪水の救済率がIV期、V期に 20%に上がっているのも「治水」という防災の根本から離れ「救米」という事後対策中心に政策を転換させたように見える。そこで、久留米藩の藩財政と損耗した田畑、堤防の復旧費用や作業行程について調べた。



## 《意訳》「養水方普請一件」

北川内村 地下掛 水利組合

水利組合庄屋が申請した件について、よくよく検討した結果、申請書で説明した通りでした。用水路井堰のある場所は、土地が低くなっていて、水路に水を引くことが困難な場所です。毎年、山役の者に余計な手入れをかけ、水利組合、百姓も本当に難儀しています。そのうえ、水が届かないために田畑が干上がり、

干上がり、草慌,甚だしく、無益な労力が繰り返されるので、このまま放っておくことができない場所です。もちろん、山中、山役の担当場所なので、容易に申請できないことはわかっていますが、水利組合庄屋が紙面で説明した通り、天和元年(1681年)の工事命令の時は、大工事でしたので上妻郡、下妻郡、山夫、全部で工事するよう命令された場所です。今回必要な人夫賃や鉄物代などの経費も732匁(915,000円)水利組合が負担します。残りの1貫800匁(2,250,000円)のうち300匁(375,000円)を與方(仲間内)より差出すようにしていますので残り1貫500目(1,875,000円)は雇夫(官営事業のために雇った労役者)に命令していただければ、水路工事は十分出来上がりますし、この後、破損したとしても水利組合が修繕いたしますので、状況を察しいただいて、申請の通り、認可いただければ大変有難いと思います。どうぞよろしくおねがいします。

同日(天明五年二月朔日) 本分 大庄屋 松浦 嘉右衛門 山々夫方へ一通 御検見方へ一通 尾関 権平様へ一通 Ⅳ: 久留米藩の財政について

表 5: 財政状況

江戸・大坂一ヶ年入用費 **延宝3年(1675)** 

延宝 3 年 10	「江戸当年中御入用銀	1596 貫 100 目
月まで	上方借銀	4650 貫目弱
延宝2年	調達できる銀額	1504 貫目余

出典 史料:「古代日記書抜」

◇延宝3年は有馬年間のⅡ期の 初め。Ⅰ期50年間で上方に4650 貫目(米30万俵)の借銀があり、 江戸へ1596 貫目(米10万俵)送 金しなければならない。調達で きる銀が1504貫目という意味

	寛文10年	寛文11年	延宝3年	延宝8年	元禄3年	元禄7年
年	1670	1671	1675	1680	1690	1697
①江戸御遣銀	556.85	1730	1596.1		1204.75	1265
②上方御返銀	496.79	800	4650	4137.18	464.5	960.7
合計(貫)	1053.64	2530	6246.1		2681.25	3228
歳入	709.2	900	1504		1560.06	1731.81
差引	-344	-1630	-4742	0	-1121	-1496

すべて赤字!

出典 久留米市史 ※単位:貫目

表 6: 久留米藩の財政策の整理

1628 年~1868 年までの財政政策を次のA~Fの 6 項目に分けて整理し頻出数を I 期~V 期

の年代区分に集計した。

- A:藩札や切手に関する事,
- B:献金(士分の販売),
- C:家中への課税、
- D:在町方への課税,
- E:法令の発布,
- F江戸幕命

表	Α	В	С	D	E	F	
I期	0	0	0	1	5	4	
Ⅱ期	6	1	5	2	8	1	
Ⅲ期	7	1	6	8	1	3	
Ⅳ期	14	7	15	14	4	3	
V期	13	11	8	10	2	3	
合計	40	20	34	35	20	14	

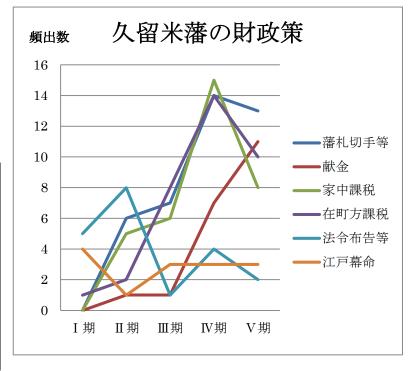
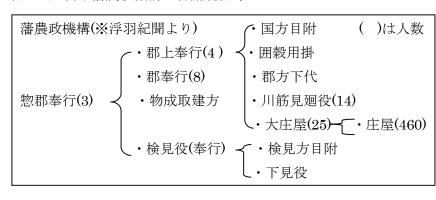


表 7: 久留米藩農政機構と普請規約等



経営維持費は直納米にて 徴収。 寛政 4 年 (1792)には髙掛 62 文 銭 3800 貫目のうち直納米と称して 1500 貫目を充てている。3800 貫目=50000 俵

よ掛洪 り出水 五申之 十五迄 候節 家 土 尤手 男 高破 年損 にてく 別 に 候 被 出得 来者 仰 付 不 申人 儀 節、夫 t 百 御 年姓 座 十髙 五に

極 両 候 右 Þ 可 屋 三人可呼 通 可 上 洪 石舟其外普請 事 取 吟 申 て 預 申積 政 近 略 水之 明 割村割普請所内竹 に可取 斗 味 願 之 ·付事 諸品入用高吟味之上承届 四 村 俵 ょ 壬 皆現 飯 書 出 IJ 子 同 斗事 以 事 呼 御 年 割 相郡 出城下 + 方 申 月 下 付 総奉 九 申出 相 日 候夫 木斗 負 掛 行 呼 裁 併 候 久 中 出 代 拝 剕 被 方增 諸 保 庄 銭 領 // 組村共 聞 道 日 総て不 場 屋之儀も見 水見 届 具例年之 所唯 右 之 致 別 今 通 只 段 迄 相 通 斗 割之 相 大

在 掛御入見堅詮用聞 方 中 普 固議品致に相積吟 請 不 請 方 時 取済 書味 取 青取調 願書一同味其分に難客普は 破 調 願 に願出 揃奉に吸損普請其時に 之通被 可 定 申 月上 仰 尤普請 旬 付候て年内より普請 行に中願 同に十月半此迄に 迄 中聞届之上普請取開出候は見分吟は 中 出 所之儀者 ·可致見 分事 夫 夫 上 申 取味 所 其に

# ①治水と藩財政についての考察(まとめにかえて)

# ア:藩財政と治水について

調べていくと恐ろしいほどの藩財政の逼迫が見えてきた。表 4 からも読み取れるように、初代有馬豊氏  $(1620\sim1642)$  が久留米に入城して,五代有馬頼旨 ( よりむね)  $(1705\sim1706)$  頃までの  $\mathbf{I}\cdot\mathbf{II}$  期は,幕命による城普請 ( 大坂城、江戸城二の丸) や島原の乱への出兵等による無理からぬ出費がかさんだようだ。領内では,法令等の布告を中心に質素倹約令を出して財政の無駄を省こうしている。この頃の内検高は 31 万石で 1668 年の知行高は 159,992 石である。士分 (691 人),軽輩・扶持人 (1262 人),女中(110 人)の合計 2,063 人分の 1 年間の給料だけで内検高の半分以上を消費している事がわかる。1670 年の江戸御遣銀が 570 貫ほどだったのが,5 年後の 1675 年には,1,596 貫目の 3 倍増になり,それ以降も 1000 貫目を下回る事はない。借銀については驚異の 9 倍増の 4,650 貫目になっている。これを見ると質素倹約令ごときで功をなすはずがない。江戸藩邸の費と借銀の急増が財政逼迫に輪をかけたようだ。当然の流れのように六代有馬則維 (000,500)  $(1706\sim1729)$  ,七代有馬頼徸 (000,500) 、日本の流れのように六代有馬則維 (000,500) (000,500) ,七代有馬頼徸 (000,500) 、日本の流れのように六代有馬則維 (000,500) (000,500) ,七代有馬頼徸 (000,500) ,七代有馬頼徸 (000,500) 。

ゆき)(1729~1783)のⅢ期になると、上米、上納米、年貢増加、人別銀等の家中・領民に直接負担を強いる政策へと変化している。八代有馬頼貴(よりたか)(1784~1812)のⅣ期になると家中・領民への直接負担をさらに増やし、藩札、切手等の信用為替を通して財政を賄おうとしている様子が見える。第Ⅴ期になると士分の売却、専売手当等、台頭してきた商人からの献金が増えている。『久留米藩』の著者である林洋海氏は、藩札切手等について「久留米藩では、米切手が現米の裏付けがなくとも流通する『有価証券』として扱われていた。また大阪商人から借金する際にも、調達切手と称して米切手を発行していた。米が足りていた時はよいが凶作で現米不足になると現物が求められ、藩は寛政3年(1791)に8万俵の空切手事件を起こしている。文化10年(1813)、久留米藩の米切手は42万石になり、その3分の2が空切手あることが露見した。累積する藩債に藩財政担当者はなす術もなく、年貢や運上銀の増徴と家臣団からの上米に依存するのみであった。」と述べている。藩財政は老中管轄であり、惣奉行が任に当たり勘定奉行や勘定方吟味役が補佐している。この状況は、藩政の中核が、1世紀以上も破綻しているということになる。

# イ:救米と治水について

「救米」は,洪水氾濫記録に,損耗被害が数値で記載されている時と,人馬流失の被害があっ た時に90%の確率で実施されている。それなら被害を整理し、後の維持管理を検討する農政 組織があると思い調べた。それが表 7 である。郡方統治を宰る惣奉行のもとに郡上奉行が あり,その配下に川筋見廻役を14人配置し河川の維持管理,渡し場の監督,諸営繕等を担当さ せている。維持管理費は,本年貢とは別に,村石高に応じて賦課される付加税の一部を直納米 と称し充てている。寛政 4 年(1792)では 1500 貫目(米約 2 万俵)とある。表 7 と併記の「在 方普請方取斗定格」によると,工事の内容により,大庄屋管轄の組割及び庄屋管轄の村割が決 められていて,経費は別段割賦で組・村の負担であり,労働力も組・村の負担となっている。工 事は,9月上旬までに関係庄屋が請願し,見廻り役の見分を経て渇水期に工事完成を目指し ているが,当時の経営維持作業は決壊箇所の修繕・護岸工事・川浚え・沿岸竹木の伐採がほ とんどだったようだ。享保2年(1717)には399貫目が、寛政10年(1798)には494貫目の支 出が記録されている。寛政から文化年間にかけて年間300~700貫目の支出が記録されてい るとある。寛政年間と言えば,表1でIV期に当たり,水位の記録が増えた時期と重なる。筑後 川洪水について,科学的かつ組織的な対応が講じられ始めたのだろうか。しかし,米相場を考 慮したとしても 494 貫目は予算の 3 分の 1 以下である。少ないと思う。天明 3 年の台風に よる損耗は、収穫時期である事から修復は難しく、米価高騰を引起こし飢饉が発生したとの 記録がある。同年久留米藩は,在方救銀 100 貫目・町方救米 150 俵を支出している。翌天明 4 年には,米切手を細分化(5 升,2 升,1 升,5 合札等=藩札使用者層の拡大)して再発行し,財 政立て直しを図っている。天明5年の北川内村の水路普請出願が、1貫500匁にもかかわら ず,1年間待たせて許可し,1貫分は米切手により支払いにしている事ともつながる。『養水方 普請一件』の最後は,農政機構の一人であろう尾関権平が,本分大庄屋松浦嘉右衛門に「右願 容易二難及先儀之事ニ候得共極々難儀相聞候間、此節者格別之詮議ヲ以・・・尤為御礼右村庄 屋其方召連可被罷出候」で終わっている。要約すれば不許可となった申請を詮議し直し、どうにか許可にこぎつけたので、地下庄屋と共にお礼に来庁せよというのだ。大庄屋の困惑に乗じた権威付けのようで、恩着せがましい話のようだが、主因は、容易ならぬ財政の逼迫だろう。寛政 4年(1792)の『在方普請方取斗定格』は、前年(1791)の損耗 11 万 1 千石の洪水被害を受けて、河川維持管理方針を再確認したものだろう。洪水記録も、寛政年間から急に記載数が増え、寛政 12 年間中 6 回の記録が、文化 14 年間中は 8 回、文政 12 年間中は 6 回、天保 4 年間中は 14 回となっている。御井郡今山村の庄屋楢原平左衛門が、文化 13 年(1806)年に出した新川開削請願が、50 年間放置されたのも頷ける。まさに治水=財政なのだ。救済手段も、前期には領主の備蓄米放出と百姓たちの助け合いとが機能していたが天明年間(1781~89)になると藩の財政は苦しくなり、飢饉の際にも十分な救済措置を講じる事が出来なかったと林氏は書いている。前期で財政が破綻した久留米藩には、Ⅲ期以降に治水のための土木工事等を企画する余裕がなく、庄屋からの請願を引き延ばし、自前で行うように仕向ける以外に方法がなかったようだ。

# V: 感想

高校の『詳説政治・経済』(山川出版社)には,政府(国及び地方公共団体)の経済活動を財政と言うが,財政は資源配分の調整,所得再分配,経済安定化という三つの機能を果たしているとある。藩札発行を幕府から許可された久留米藩が,金融政策や財政策の結果として,28万石の空切手を出した理由やその影響など調べてみたいと思う。同時に「治水」=「財政」の印象が強まり,久留米藩の「治水」と福岡県の「流域治水」を比べてみたくなった。歴史家の磯田道史氏が『天災から日本史を読み直す』に「災害に焦点を合わせることで,当時の社会の仕組みが一層はっきりと見えてくる。災害の歴史を調べることは、災害が起こった時の社会の特質を解明する事でもある」と述べているが,私にとっては、あらためて憲法83条と84条の財政立憲主義と租税法律主義の重要さを確認できた学習だった。

資料① 筑後川洪水記録

番 毎 被害の区分											
号	ī	西曆	和曆	出典	A 水位	B 人	C田畑	D 家屋		堤防、 道等	洪水及被害状况
	806		大同1年				•		•	1	太宰府管内、水害とかんばつにより田園荒廃。筑後の国1ヶ年田租を免ぜらる。
	938	8月	天慶1年7月								大雨洪水一阿蘇川(現大山川)、玖珠川がはん濫、日田郡大原神社、広園寺か 失。
	1384		至徳3年			•	•				大洪水一玖珠郡浸水1ヶ月間におよび、人畜は山嶽に避難する。溺死者800余人 田畑の損害甚大。
	1578		天正6年								大雨洪水一玖珠川はん濫、日田村中一面浸水
	1625		寛永2年				0			•	千粟堤防3ヶ所決壊
	1627	8月24日	〃 4年7月	家記			•				洪水一洗切瀬ノ下3度浸水、五穀収穫なし。
	1630	6月24日	〃 7年5月	年表				0			大雨洪水一久留米城下の流失多し。
	1632	8月27日	〃 9年8月					•			大風高汐一潰家多し。
	1658	8月12日	万治1年7月	年		•		0			霖雨洪水ー小瀬川はん濫、人馬の流失多し
	1659		〃 2年	年		•	•		0		霖雨洪水一田畑荒廃、飢饉、幕府検使来る。
	1668	6月23日	寛文8年5月	Ė		Ť	•		Ť	•	大雨洪水一上5郡堤防筋すべて決壊、被害甚大、高田水道全部破壊される。
	1669	9月27日	〃 9年8月	年		•	Ť		0	<u> </u>	大雨洪水一人馬流失多し、国監久留米に下向する。
	1673	7/1,2	延宝1年5月	年表		•		0	_	•	大雨洪水一17、18日近年に見ない大雨のため、沿岸堤防決壊、瀬ノ下町床
	1675	7月6日	〃 3年5月	年表				0			水、人馬流失多し。 霖雨洪水ー14日梅雨入(初めて暦に見る)、柳原堤決壊、人馬流失多し。
_		6月23日	〃 4年5月	年表				9			霖雨洪水一延宝元年の水より高い。
_	1680	8月8日	〃 8年7月	12	●瀬		0	0		•	山汐(山津波)洪水一瀬ノ下町床上2尺余浸水。
_	1681		天和1年	古		•	0		•		洪水、飢饉、幕府検使来る。救米(1日1人1合6勺づつ)給す。
	1695	8月13日	元禄8年7月	家記							大雨洪水一(7月4日)
	1702	6/9~9/21	″ 15年	家記			•	•			雲雨洪水-5月か58月まで洪水32回におよぶ。家屋、田畑流失多く被害甚大 留米藩の損耗14万3千石、五穀騰貴す。
	1708	3月23日	宝永5年2月	家記							大雨洪水一(2月2日)
_	1708	6月2日	〃 5年4月	家記			•	0			大雨洪水ー下浜倉流失。久留米町内舟で通る、田畑荒廃、藩内の損耗12万石。
	1720	7月19日	享保5年6月	年表		•	•	•	•	•	森雨洪水生葉郡[耳納山系]山津波、柳原堤決壊、田畑、家屋の流失多し、 61人、負傷32人、牛馬流死、山崩れ大小70余ヶ所、大被害の村44ヶ村、田 傍9,500町歩、損軽10万8千石、家屋流失211戸。救米1,500石を出す。又、肥 損耗14万7千石、家屋の流失116軒。
	1721	7月8日	〃 6年6月	家記							霖雨洪水一五穀高値(米 120匁、大麦70匁、小麦80匁)
	1726	6月21日	〃 11年5月								大雨洪水一(5月22日)
	1730	6月12日	〃 15年4月	年表							暴風雨洪水一(4月27日) 麦不熟、在方笹実を食す。
2	1732	6月1日	〃 17年5月	塩足		•	•		•		大雨洪水一(5月9日) 6月より7月にかけ気候不順日々霧雨降り、蟾発生、飢! 餓死藩内1万1千余人、馬疫流行死馬4千余疋、9月2日幕府より1万5千両借用。
	1742	7/2~8/29	寛保2年	家記							6月初めより7月末まで豪雨、洪水33度に及ぶ。
	1745	8月11日	延享2年7月	家記			0			•	霖雨洪水一長野水道半分崩壊する。
	1749	6月27日	寛延2年5月	家記							大雨洪水一(5月13日)
	1755	6/22~7/1	宝暦5年5月								日田地方5月13日から6月21日迄霖雨つづく。
		9	〃 7年4月	家記							霖雨洪水
				年表							
			明和2年8月	有馬							霖雨洪水
	1767	7月2日	〃 4年6月	年表	●宮			0		•	暴風雨洪水一(6月7日)宮地出水2丈、高野村堤、石場口堤崩れ、久留米城下浸水
	1769	7月17日	〃 6年6月	年表							霖雨洪水
	1776	5月31日	安永5年4月	年表	●宮						大雨洪水一(4月14日)新番所1丈8尺、又5月、7月と洪水あり。
	1779	9月12日	〃 8年8月	年表	●宮		0	•	•	•	大雨洪水ー3日より大雨、5日洪水、小森野堤4ヶ所崩壊、城内及び町内に浸 家屋及び牛馬流失、宮地出水2丈余、救米4,360俵。
	1788	7月6日	天明8年	年表							(5月29日)日田地方60年来の大洪水、(6月3日)久留米城下洪水。
	1789		寛政1年	年表	●石			0		•	大雨洪水-8日より大雨、14日、15日大洪水、石場口1丈9尺余、小森野堤崩1
	1790	6月7日	〃 2年4月								洪水一(4月25日)
	1791	7月12日	〃 3年6月	書出			•		•		洪水一(6月12日)損耗11万1千石、救米。
7	1792	7月9日	〃 4年5月	年表	●石						洪水一(5月21日) 石場口1丈9尺余
3	1793	6月22日	〃 5年5月	年表							霖雨洪水
)	1796	7月	〃 8年6月	年表						•	大洪水一星野山崩る。
)	1802	6月14日	享和2年5月								大雨洪水一(5月15日)耳納山系山津波、宮地出水1丈9尺余、下淵農家9戸流失、

41	1804	6月	文化1年5月	年表	●宮						大雨洪水一宮地1丈9尺
42	1804	9月	〃 1年8月	年表				0			大風雨洪水一被害多し
43	1807	9月6日	〃 4年8月	年表							洪水一(8月 5 日)
44	1810	6月21日	〃 7年5月	年表	●石						霖雨洪水一(5月20日) 石橋口1丈5尺余
45	1811	6月30日	〃 8年5月	年表							洪水一(5月10日)
46	1814	8月30日	〃 11年7月	年表	●宮		•		•		大雨洪水一(7月16日) 宮地渡場1丈9尺2寸、損耗7万俵。救米。
47	1815	8月4日	〃 12年7月	年表	●宮						大雨洪水一(7月10日) 宮地1丈6尺余、13日強雨増水
48	1816	7月9日	文化13年6月	年表	●石						洪水一(6月15日) 石橋口1丈5尺
49	1820	6月29日	文政3年5月	年表	_						洪水一(5月19日) 石場口1丈5尺余
50	1824	7月6日	〃 7年6月	年表	_						洪水一(6月10日) 石場口1丈7尺余
51	1825	6月16日	〃 8年5月	年表							洪水一(5月1日) 小森野1丈6尺
52	1826	7月	〃 9年6月			•	•	0		•	大風雨洪水一田畑損害4,230石、山崩れ筋谷23ケ所、本谷筋11ヶ所、甘水谷筋6ヶ所、白坂筋40ヶ所、西念寺山2ヶ所、久留米領内浸水家屋6,338戸、死者321人
53	1827	6月15日	〃 10年5月								洪水一(5月21日)
54	1828	7月14日	〃 11年6月	年表	●宮						洪水一(6月3日) 宮地1丈7尺9寸
55	1831	7月6日	天保2年5月		●石						大雨洪水ー(5月27日) 石場口1丈6尺6寸、6月1日大雨やまず、石場口1丈7尺、5日2
56	1833	8月6日	″ 4年6月	年表	宮		0		•		水宮地1丈9尺5寸。救米2千俵。 洪水一(6月21日)
57	1834	6月	″ 5年5月	年表							洪水
58	1835	8月22日	″ 6年7月	年表	_				-		大雨洪水一(7月28日) 宮地1丈4尺5寸
59		7月28日		年表	<del>                                     </del>						森雨洪水一(6月15日) 宮地1 丈7尺2寸
			″ 7年6月	年表	●宮						
60	1836	11月9日	〃 7年10月	年表	●石				•		10月1日強雨増水、石橋口1丈2尺。救米1,500俵
61	1837	2月28日	天保8年1月	年表	●宮					•	洪水一(1月24日) 宮地1丈3尺余、耳納山麦生村分に山崩れを生ず。
62	1837	3月20日	〃 8年2月	年表	●宮		0		•		14日、15日大雨増水、宮地1丈余、救米3千俵。
63	1837	7月7日	〃 8年6月	年表							大雨洪水一(6月5日)
64	1837	9月11日	〃 8年8月	年表	●宮						大雨洪水一(8月12日) 宮地1丈2尺3寸
65	1838	5月19日	〃 9年4月	年表							大雨洪水一(4月26日)
66	1838	8/16.17	〃 9年6月	年表	●宮		•	•		•	大雨洪水-27日大雨。28日洪水となる。川手番所1丈8尺、宮地2丈余、小森野1約60間崩壊、小森口御門、石場口御門、櫛原口作門流失。柳原遊園全壊、久留:
67	1838	10/14~18	〃 9年8月	年表	●石		0	•			26日より9月1日まで洪水、御城下水高地水2丈8尺、高畑村水高地水26尺、潰家。
68	1840	2月26日	〃 11年1月	年表	●宮	•		•			びに流失家屋188戸、橋梁流失、死者、怪我人多数。 洪水一(1月24日) 宮地1丈2尺余。日田、玖珠地方大洪水、田地流失、家屋流失し3
69	1846	6月5日	弘化3年5月	十衣	<b>●</b> <u>B</u>	<u> </u>		-	-		者多数。 洪水一(5月12日) 救米を出す。
70	1850	7月	嘉永3年6月		- 114		0		•		大洪水一瀬ノ下2丈3尺、沿岸田地すべて荒廃、家屋流失、堤防崩壊し、大飢饉
71	1851		<b>" 4年</b>	松本	●瀬	•	•	•	•	•	生ず。救米を出す。 洪水一上5郡被害甚大、救米数度におよぶ。
72		6/27~29	安政5年5月	松本			•		•		17日より霖雨、23日洪水、24日宮地1丈8尺、25日2丈5尺となる。
				松本	●宮						
	1860		万延1年4月	加藤 田	●宮		•			•	大雨洪水、沿岸の田地流失、堤防崩壊、宮地2丈2尺
74			〃 1年7月	小史				0			大雨洪水一(7月8日) 城下ほとんど浸水被害多し。
75	1862	6月29日	文久2年6月	小史	●宮						洪水一(6月3日) 宮地2丈余
76	1865	6月3日	慶応1年5月	小史	●宮						洪水一(5月10日) 宮地1丈5尺
77	1866	7月14日	〃 2年6月	小史	●瀬			0			洪水一(6月3日) 宮地2丈余、瀬ノ下2丈5尺5寸、城下浸水
78	1867	9月27日	〃 3年8月	加藤							洪水一(8月30日)

資料② 洪水とその対策

西曆	和曆	筑後川洪水	洪水対策及び財政策等	藩札
1658	万治元	人馬流失多し		
1659	万治 2	田畑荒廃,飢饉	幕府検使来る	
1669	寛文 9	人馬流失多し	国鑑久留米に下校する	
1673	延宝元	人馬流失多い		
1675	延宝3	人馬流失多し	御家中上米(御勝手方差支に付)	
1681	天和元	飢饉、餓死者多数発生	救米(1日1人1合6勺) 幕府検使来る	天和札発行
1702	元禄 15	損耗 14.3 万石		
1708	宝永 5	損耗 12 万石		1707 札遣停止令
1720	享保 5	損耗 10.8 万石死者牛馬		
1730	享保 15	暴風洪水 在方笹実を食	→増上米+絹物法度	享保札発行
1732	享保 17	飢饉 1.1 万人餓死	幕府より 1.5 万両借用	1733 享保札停止
1746	延宝 3		救米1万俵	
1779	安永 8	大風、洪水 牛馬流失	節倹令+増上米 救米 4,360 俵	
1783	天明 3	大風→損耗多端 飢饉	在方救銀 100 貫目 町方救米 150 俵	84 米切手再発行
1791	寛政 3	損耗 11.1 万石	救米	
1793	寛政 5		在方作食拝借米 1,430 俵 餓人救米	
1802	享和 2	大雨洪水耳納山形山津波	在方作食御救米 2,000 俵	
1814	文化 11	損耗7万石	<mark>救米</mark>	
1826	文政 9	損耗 4,230 石,死者 321 人		文政札通用停止
1831	天保 2	天災→損耗	御救米	
1836	天保 7	霖雨・強雨・秋冷	増上米・調達銀・ <mark>御救米 1500 俵</mark> ・節倹令	
1837	天保8	大雨洪水	→御救米 3000 俵	
1838	天保 9	大雨洪水 死者流馬流家	→ <mark>御救米</mark> ・増上米・衣服髪飾之制	
1846	弘化3	大雨洪水	救米	
1850	嘉永 3	洪水田地荒廃 大飢饉	救米	
1851	嘉永 4	大雨洪水 上5郡被害大	救米数度	

# 資料③ 財政策の整理

	久留米藩 財政政	策の整理					
西暦	藩札、切手、価格操作等	献金·浪人	家中課税	百姓·在町方課税	法令発布、布告等	江戸幕命	内外事情
1628						大坂城普請	
1630						江戸城二の丸普請	
1637						島原の乱出兵	出兵人数7300人(町方在 2247人徴発)
1646					御制法59条 布告		2247人成元)
1648					「掟」書が発布		
1651				大庄屋給米 100石につき1			
1655				斗9升	「在へ百姓定」 16ヶ		
1661					条 家中 法度書5ヶ条		
1662					家中 衣服婚儀等の		
					質素令		草臥百姓多〈離村、奉公
1666							荒使子へ
1668						幕府軍役	勝手方役磯部勘平 藩則
1669							政の窮迫を5回上申
1675			家中 知行物成1/3上米				
1676		上妻郡酒井田村樋口勘兵衛 銀子200貫					
1679		PAN J COUR			日常生活定書 華美		
1680					衣類剥取り 百姓共紋書禁止		
	天和札発行						領中飢饉 餓死者多く藩
1682			家中上米を命ずる				支給
1686			グートから即する		家中在町 衣服婚礼		
4000	勝手方見積書作成 不足分				調度等の定書		財政収支破綻不足金2.6
1690	1,121貫190目(財政破綻)						貫目
1693					家中条目18ヶ条発令		
	惣奉行制開始						
1695			士中に上米				江戸三田藩邸類焼
1696							庄島大火
1704	宝永札発行 札元砥屋、和 泉屋、戸板屋			在方へ先納銀400貫目を命 ず	家中 馬飼料廃止		
	札遣い停止命令により銀札の 100匁	通用停止 領内混乱 米価					
1708					家中条目20カ条発令		
1709			家中の知行物成、俸米 支給に	在方御定め書発令			
1710						江戸吹上町の堀浚手伝	百姓100人派遣
1711			農民・町民を家中家来帳 面に付ける事を禁止				
1712			面に付ける事を禁止				床島堰·江戸用水完成 1500町歩
1713					家中 条目掟発令		1500mJ 35
1714					正徳改革		城下50貫目以上の分限
	***   * ^   ^ \dot \dot \dot \dot \dot \dot \dot \dot	7			正话以单		20人に衣服の着用許可
1715	諸職人・奉公人の給銀を定め	る。叙初の領内値段を定める					
1723				藩上納米代銀245貫902匁出 銀させる			
1726							城下町火事
1728				夏作年貢 収穫の1/10から 1/3に増加			享保の一揆
1730	享保札発行 札元丹波屋·井 筒屋·戸板屋						
	幕府から15,000両借りる		家中扶持人まで上米を	在町へ御用聞銀の調達を命			蝗発生 飢饉年貢平年の
	享保札通用停止		命ず	<del>व</del> ि			1/5 餓死者10,198人 坂
1737			家中へ5年間の上米を命				
_			す	参勤交代費用不足 夏成銀			
1738				150貫目繰越上納			飢饉の為救い米10,000個
1746				損耗により物成りを2万俵減じ	る 墓命のため1万体		出る 内5000俵は拝借米
1747			家中は上米	人別銀徴収		東海道諸川普請手伝い	
1751	40 P 88 1 7 1 1 - * * * * + 10 * *				家中絹服着用を禁止する		
1753	御用聞17人に藩米売却、両替 札発行 札元戸板屋。三国屋	『大阪為替取扱を命す。宝暦 .高間				幕命 囲米21000俵貯蔵	
1700			家中人別銀	在町 人別銀を命ず			宝暦の一揆
			(to FT DD + BT + AB + Loco III)	御用聞き肝煎銀札200貫目			
1754			御用聞き肝煎銀札200貫 目出銀を命ず				
1754 1756	藩札流用渋滞、濫札により札 価下落	御用聞き惣司役、町別当上	御用聞ざ肝肌級礼200員 目出銀を命ず	出銀を命ず			
1754 1756 1760	藩札流用渋滞、濫札により札 価下落 藩札通用当分廃止	御用聞き惣司役、町別当上坐に帯刀を許可	御用聞さ肝無級礼200員 目出銀を命ず				
1754 1756 1760 1761	価下落	御用聞き惣司役、町別当上 坐に帯刀を許可	御用面さ析照数礼200員目出銀を命ず				

		<u> </u>	家中に向こう3年上米を	<u> </u>			1
1770		藩主少将任官祝儀 550貫目	家中に同こう3年上米を課す				
1773	藩主少将任官祝儀	潜主少特任目代帳 550員目献金		在方銀子600貫の才覚を命			-
1775			家中へ上米・上金の命令	ず			
1779		御原郡井上村樋口甚蔵 銀		損耗で救援米4,360俵出る			
1780		献上 狼人格		在町へ調達銀1600貫が命じ			
1781				られる			在方給米、町方救銭が
1783	再度級切子週用妇まる→						5
	1790に止む 米切手通用始						肥前、筑後、田代で協議
1786			家中へ上米	在方へ出銀(畝掛.小間掛)	町在へ衣服、髪飾、	関東筋川普請手伝い	土居、荒籠の除去始まる
1788					節句等の倹約令 在方一統へ御法度		百姓休日が定められる。
1789			強峰工用数 零十二		書がでる。		ち馬・咲の別井が恢原
1790	銀切手、米切手通用停止 久留米大阪蔵屋敷出入り米作	h 550   150	藩勝手困難 家中へ上 米				有馬主膳の別荘が櫛原 に出来る。
1791	ス亩未入版版座放出入り未下 為奉行所に出訴 混乱する 米切手通行禁止 引替え混	F 員入54人。 潜蔵出し滞りの	家中末へまで平均半知		節約令出る 官制改		
1792	乱し札元木屋被害甚大		の三ヶ年増上米となる	札元豪商木屋山本周平零落	革始まる		田方、蝗発生株腐る
1794	<b>済中学女社544社の仕事</b> 願			向こう7カ年に救荒手当米21.0 命ず	100後,潘庫に囲い来を		
1795	領中零落村54ヶ村の仕置願 許可	mmeto de El Medico de IV					
1796		田町和泉屋弥作銀100貫以上献上により狼人格となる	min do the man of a constitution	min to the man of a cool of the little			
1798		和泉.福童.唐津.中島屋.塩屋. 木屋は各1000両献ず	家中在町へ34,000両の 出銀を命ず	家中在町へ34,000両の出銀を命ず		日光御霊屋、本坊鉄大普請	
1801				在方御用聞に680貫の銀調 達を命じる			
1802			家中上米を課す				
1803	米切手通用停止			I state a series of the Autority			
1805	在方救済為囲米制度確立			上納米1表につき2合を大庄 屋に蔵に貯蔵する			
1806			江戸上屋敷類焼の為家 中にて増上米を課す				
1807	預かり切手通用始まる。講方 で3,000貫分刷立る						
1808			町方御用聞61人に250貫 の銀調達を命ず	在方御用聞16人に586貫銀 調達を命ず			
1809	藩勝手方対策に講方で在町 講を始める		諸役方を整理する				藩庁財政筋腫の為に諸 方を整理 500数十名を
1810	預切手400貫目増印刷	手津屋正助銀100貫献上					人に減員、郡奉行半減、 都伏見留守居役を廃」
1811			在町へ調達銀500貫目を 命ず	在町へ調達銀500貫目を命 ず			
1812			家中寺社へ人別銀	在方へ畝掛銀、町方へ小間 掛銀、総高1.142貫		関東諸河川普請	
1813		手津屋正助藩主発入り祝儀 に5000両献上す					
1814	大阪蔵屋敷で応対切手(40万 米蔵出を中止	石分)が正米切手と混雑し蔵	大阪借財手当の為家中 へ1ヵ年の増上米を命ず				
1816	財政緊縮の為各役所経費を 3カ年7割に滅ずる		勝手方差し支えの為家 中から献納する				
1817				大庄屋中へ銀170貫の調達 を命ず			
1818	庄屋の他役兼務始まる		浪人中へ銀調達を命ず	庄屋の他役兼務を命ず			
1819		手津屋正助、大船5、若津米) する	蔵、市内店舗一式を献上		町方に節句飾り物の 質素触書を出す		
1821	文政札通用布告 銀会所瀬	竹野郡亀王村竹下杢之助銀	在町へ648貫目の銀調達	在方へ124貫の銀調達を命		関東筋諸河川普請手伝い、	
1822	下町松屋 札元大阪山田屋 銀切手、5分札、3分札の通	100貫を献上し狼人格となる 後に1500両献上する	を命ず	<u>ਰ</u>		藩から29,520両上納する	
1823	用開始 藩主帰国旅費不足のため大		在町へ銀118貫目の調達	大庄屋5000両を才覚			
1824	庄屋中から5,000両才覚する 永久切手を加印切手に引換		を命ず	大庄座3000周24克	文政改革		
1825	える 1匁が4分になる	手津屋正助2,000両を献金し			文政改革		
1826	預切手相場混乱の為銀1匁	御目見狼人格となる 富山薬商権七。領内専売に					領民へ5,300俵支給
1827	を切手4匁と引替回収する 財政改革として領中大庄屋	付銀2000枚献上す		十 广 层 。 被 火 吉 彻 卡 女 調 十			则及べ5,300RX 又和
	へ3ヵ年の藩米売捌きを命ず		家中無格者まで増上米	大庄屋へ藩米売捌きを課す			
1828	2回目の文政札発行 札元山		を命ず				
1829	田屋			町方へ小間掛銀、在方へ畝料	┃ 計銀を課す 藩主少将4	上 ま官祝儀として在方から20,000	
1831		山本伝之助(木屋)1500両を	家中へ人別銀を命ず	表、在町から2.828両献納する参勤費用に郡中から銀50貫			亀王一揆 農村窮乏が記
1832	江戸参勤費用不足 藩銀札100匁が金1両通用に	献上し竹の間組に進む		を出銀させる			み村崩れが多い
1833	焼く		家中增上米				幕府へ総村数525村.
1835		瀬下町富屋(富安)善右衛					233,672石と報告
1838		開、筑島長塩屋(上野)幸次 郎2,500両を献金し狼人格と	家中へ増上米を命ず	町方へ小間掛銀、在方へ畝			-
1839		なる 瀬下町松屋揺蔵100両を献工		掛銀を課す		江戸城西丸普請手伝い	
1841	天保札発行約20日間で新制	め方を許可される。 梅野和 大阪鴻池善五郎、従来の調道		在町へ調達銀を課す			-
1842	大保札発行約20日间で新札 と交換 大庄屋の藩米売捌き令を廃	大阪周池晋五郎、従来の嗣連 米600石を受ける。	この見と小和らし母年				
1843	大圧屋の潘米売捌きやを廃 止 25組中7組破綻する 弘化改革 藩債務【101.900両	1の海洋大阪		在方51人、町方13人の新御 用聞を選出し750貫の銀調達	質素倹約令を出す	江戸城火災の為の造営費	
1845	弘化改革 潜債務[101,900両 廃棄。新規の借銀を禁止	Jの返済を5ヶ年措直、廃潘俊 領内有志米麦栗23,798俵、金	.40高 如1書054初460零日	を命ず		江戸城火災の為の造営費 15,000両の割当を受ける	賦課を取りやめる
1847	排析抵益 MA TO CO.O.T.	の資産没収、密造酒過料等合	→ 2  呵、   〒 35474 鉄3頁 3 合計80,000 俵藩に貯蔵する 	、こがに脱土、ての他追放者			
1849	精姫婚嫁 婚儀費用56,378 両(内御殿普請36,250両)	献上付届13,100両					幕府から借金30,000両
1850		a n a n a n a n a n a n a n a n a n a n	) A C #   #				暴風起こる被害は文政1 年(1828)同様
1859		藩への献金者褒賞(格式授与 代々御目見え狼人 50~80両		毎甲へ販売か早し渡される.			江戸城修築費用10,000 を献上
1863				納高で各種の商売札を交			
1864		久留米絣国産に指定、2,000 半兵衛が元締に任命され反	両の献金の見返に福童屋 当たり1匁の印銀を徴収	郡中136人地方102町、金539 営業権、格式を与える。	9両を献上させ、各種		蒸気船雄飛丸(英国制2: トン)75,000ドル購入 駅圧服 気馬丸(107トン)
							門2, 4,700 元) 砲艦晨風
1866						1	千歳丸(6005,砲6門)
1866							75,000 元で購入

# [研究発表③]

# あの大水害から71年 記録を始めて12年

末永 裕貴 (小倉郷土会賛助会員) (北九州大水害を記録する会)

#### 重要視したのは証言と写真

北部九州・山口を襲った昭和28(1953)年の大水害は、一般的に「西日本大水害」と呼ばれる。各県の死者行方不明者数の合計は1000人を超え最も被害がひどかったのは熊本県、次いで福岡県だった(表1)。中でも旧北九州五市は死者行方不明者183人を数え県内犠牲者の6割以上を占める事態となった。このため地元では「北九州大水害」と呼んでいる。あの災害から今年で71年。私たちの「記録する会」も発足から12年を迎えた。

	表 1 昭和28年6月26日~28日 九州、山口各県被害状況										
被害	県 別	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	山口県	計	
人,,	死者	259	59	21	339	55	_	1	25	759	
的被	行方不明者	27	3	-	198	13	_	1	-	242	
害	負傷者	1,402	337	26	558	239	_	17	196	2,775	
	全壊戸数	1,321	319	320	1,009	333	_	10	129	3,441	
建	半壊戸数	2,819	576	504	6,517	1,080	_	7	515	12,018	
物	流失戸数	829	108	12	850	653	_	_	41	2,493	
被	一部損壊戸数	9,297	3,669	42	3,895	355	2	2	308	17,570	
害	床上浸水戸数	92,532	37,895	6,324	49,038	6,176	10	21	8,302	200,298	
	床下浸水戸数	119,127	38,053	16,285	39,607	18,513	123	528	20,659	252,895	
被害	<b>見積額(億円)</b>	793	220	139	873	179	26	43	93	2,366	

昭和29年12月1日福岡県発行『昭和二十八年六月 福岡県水害誌』より抜粋

「記録する会」は東日本大震災の衝撃から生まれた。地域調ベサークル・ 菊ケ丘『語ろう会』例会の席で「自分たちに出来ることは何か」と話し合っていて、大水害の被災体験者の「聞き書き」(証言)作成と状況写真の収 集に取り組むことになった。しかし、予備調査で大仕事になることが分か り、市民に呼びかけて、平成24(2012)年に「記録する会」がつくられた。後に私が代表世話人になったのは、4歳児だったころに祖母に背負われ避難した「幼い被災者」だったからである。

聞き取りと写真の収集に重点を置いたのは、大水害の発生時期にある。近年、撮影機器類の発達は目を見張るものがあり、災害も克明に動画撮影されるようになった。しかし、敗戦から間もない昭和28年は占領期明けで、国内は物不足、カメラも普及していなかった。それに、今日の生々しい動画でも、個々人の刻々と変化する被災状況を記録している訳ではないし、恐怖心や「心の傷」までは収められていない。後世にどうしても残したいのは、やはり証言だ! と考えた。証言と、数少ないであろう写真を結び付ければ災害の実相を多くの人に伝えられるとも思った。

大水害から60年以上経過しての作業なので、古い旧市内の地図や当時の新聞紙面(複写)、被災した数か月後に自治体が発行した「写真グラフ」類、その後に出た水害誌などを持参し、記憶を呼び戻してもらった。また、一緒に被災した場所や避難しようとした道、施設などを訪ねた。

聞き取りに協力していただいたのはこれまで40人で、37人の聞き書きをまとめた。うち26人は許可を得て音声も保存している。新たにしたためられた手記、遺品として残されていた手記も計5点保存している。

この間、とても心を打たれたのは「初めて(被災体験を)話した」という方に何人もお会いしたことである。「夫や子どもにも語れなかった」といった方々は、小学校低学年のころに、生命にかかわるほどひどい状況を体験していた点で共通していた。"幼いころの過酷な体験は記憶を封印させる。私たちは、そんな存在なのだ"と、聞き取り担当者らは初めて知った。「記録する会」は令和4(2022)年 I 月に『証言と写真で伝えたい 昭和28年6月28日にあったこと』を発行した。証言をご確認いただければ幸いだ。

写真についても述べてみたい。旧門司市と旧小倉市は「新聞社の街」だったので、他県、他地域と比べたら各社に報道写真・ネガがたくさんあることは想像できた。だが、小さいサークルだと相手にしてもらえないだろうし、私たち自身は低い目線でとらえた「暮らしの中の被災写真」が欲しかったので、聞き取りの際に「写真をお持ちではないですか」と尋ねたり、写真愛好者に相談したりした。また「記録する会」の活動が新聞・テレビで報じられだすと「市役所の依頼で各所を撮って回った。ネガもある」「うちにこんなアルバムがある」といった連絡をいただいた。こうして計9人・

団体・機関の協力で、約500枚を収集した。

提供いただいた写真には「5WIH」(だれが、いつ、どこで、なにを、なぜ、どのように)がないものも少なくなかったが、提供者との2人3脚で、大半に「絵解き」(写真説明=キャプション)を付けることが出来た。

#### 防災・減災活動に使える写真

ただ、写真は著作権や、このごろはデジタル処理した古い写真のデータについても利活用権が主張されるようになっている。それらはもちろん権利として尊重するが、他方、みんなが手軽に防災・減災活用に使えなければ収集・保存する意味がない。

この障壁をクリアしようと、撮影者が分かっている場合は本人や親族、写真の所有者から著作権フリー(放棄)の承諾をいただいた。これを受けて平成29(2017)年11月、277枚をデジタル・データ化し北九州市立文書館へ収蔵してもらった。このデータと画像は「公共目的で営利目的以外であれば撮影者・提供者名を記載して自由に使ってよい」という約束が提供者との間でなされており、活用していただけると幸いだ。

なお、「記録する会」がいただいた写真には新聞社が撮ったものも何十枚かある。新しい著作権法では、著作者の没後70年は他人の写真を無許可で使用できない。しかし、昭和28年当時の法律では、写真そのものの著作権保護期間は10年(出版物は30年)となっていた。そこで朝日、毎日両新聞社へはメールで問い合わせ、両社から「著作権の保護期間は切れており、弊社への申請等は不要」「旧著作権法下の写真で、撮影から50年経過していれば使用は自由」との回答をいただいた。「市民共有の財産」にできて安堵し、私たちも証言集では計16枚を使用した。

# 昭和28年と違うことと同じこと

大水害当時、最新の気象情報はラジオ頼みだった。それも真空管式でIOOVを必要としたので情報の伝達は限られた場所で、そこにいる人だけが聞ける程度だった。気象業務も戦後の復興期で気象台の観測網や観測機器は乏しく詳細な予測はできず、信頼度は低かった。また、下水道や堤防なども未整備だった。甚大な被害が出たのは「そんな時代」だったことも大きな要因だった(表 2)。

表2 昭和28(1953)年の大水害時と現在の比較

昭和 28年	現在
子ども・若者・中年が多かっ	少子・長寿・高齢社会になって
た。	いる。
	家は頑丈になり、鉄筋コンクリ
大半が木造だった。	ート、鉄 骨 構 造 物 もあちこちに
	ある。
戦後の物資不足で、堤防など	河川改修、水路などの整備、
は高さや強度が不足してい	都市下水事業が飛躍的に進
た。	んで、なお進行中。
機材も乏しく、当たり外れが大	アメダス、スパコンなどの登場で
きく、信頼を得られていなかっ	予報確率は上がり、信頼されて
た。	いる。
主役はラジオだった。広報車も	インターネット、テレビ、スマホで
回ったが、声が聞き取れなかっ	の情報取得が日常化している。
た。	
行政機関や消防団のほか、地	市町村 HP やテレビで地域向
域では古老の知恵・経験・勘	け情報は充実。但し地域の絆
に頼った。	は薄くなった。
学校・高台・お寺などにそれぞ	市町村の(予定)避難所があ
れの判断で避難した。	ちこちに用意されている。
情報がなく、ほとんどが濁流の	情報があり過ぎて、戸惑う人が
なかを避難。逃げ遅れた。	増えだしている。
	子だ。 大半が木造だった。 大半が木造だった。 大半が木造だった。 で、足が木造でで、足でが、足足がないがかいないでで、足がでで、といりができられていた。 を得られていた。なれなが、はいがでは、はがでは、はがでは、はがでは、はがでは、はいがでは、はいがでは、はいでは、はい

しかし、気になるのは、昔とあまり変わらない現代の「避難遅れ」である。私たちは危機に際し、不安を抱えながらも「これまで何ともなかった」「ここは安全」「隣近所も避難していない」などと都合良く判断する。この心の偏りは「正常性バイアス」とか「同調性バイアス」と呼ばれ、避難行動にブレーキをかけている。ただ、パニックに陥らないように作用している一面もあり功罪両面を有している。

# 私たちの「5つの提案」

今日、確度の高い気象情報は各種メディアからリアルタイムで収集できる。しかし、避難所は距離や地形、備品などを考えると高齢者には厳しい

ものがある。そこで私たちは地域の助け合いによる次の「5 つの提案」を している。

1. ご近所避難・近距離避難

がんばれば自分の足で歩いて行ける2、300m以内で避難場所を探す。

2. 少人数避難·分散避難

大勢が一か所に固まらず、数人が寄り合い、励ましあって危機を乗り切る。

3. 複数移動・連帯の心

空いた手で友人知人、幼児、耳や目、手足の不自由な人たちの手を握る。

4. 自己抑制と謝礼の原則

高齢者はわがままを慎み、ご近所避難先にはきちんとお礼をする。

5. 生き抜く力

「自分が助かれば他人も助かる」と何度も自分に言い聞かせながら避難所へ。

避難の動機・行動を促すものとしては次の3点が考えられる。

①正確な気象情報の提供と取得②身近な避難場所の確保③そしてそれぞれが災害・被災に対する認識と想像力を持つこと、である。

災害・被災の実相の認識は、①②の動機付けをなすものだ。私たちは写真を見て、被災体験者の話を聞くことが最も分かり易いのではないかと考え、門司、小倉、八幡、遠賀、直方などでその地域に即した写真展や体験者のつどいを重ねてきた。写真展は29回、つどいは35回行った。

北九州では昭和28年の大水害のような大きな災害はこの7 | 年発生していないし、話せる体験者も少なくなって人々の記憶から忘れ去られようとしているが、寺田寅彦の警句「災害は忘れたころにやって来る」は真実ではないだろうか。

令和6年6月22日

第57回 福岡県地方史研究協議大会 編集兼発行 福岡県立図書館ふ〈おか資料室